

令和2年度欧州プロモーション現地レップ委託業務 仕 様 書

1. 業務の目的

伊勢志摩サミットの開催による情報発信の拡大を契機として欧州からの誘客を強化するため、平成28年度から欧州現地で誘致業務を行う代理店（レップ）を設置し、特にフランスを中心とする欧州の富裕層旅行及び企業の報奨旅行（インセンティブツアー）の誘致に取り組んできたところです。また、令和元年度は増加する個人旅行者（F I T）に着目し、団体旅行等の誘致からF I Tに向けた情報発信に軸足を移し、F I T向けプロモーションに取り組んできました。

本年度は、引き続きフランスを中心にF I T向けの情報発信を行いつつ、新型コロナウイルスにより訪日旅行が激減している状況を鑑み、感染収束後の訪日旅行回復期に団体客を的確に取り込み、県内での消費額増加につなげるため、現地レップ業務を委託します。

2. 契約期間

契約締結日から令和3年3月26日（金）まで

3. 業務内容及び条件

（1）現地旅行会社へのセールスおよび関係強化

- ・フランス国内の日本に送客実績のある旅行会社（ツアーオペレーターを含む）を対象に、訪問やオンラインミーティングを活用したセールスの実施、メールや郵送による資料の提供など、三重県のプロモーション活動を実施すること。（月1回以上、延べ10社以上）
- ・ツアー造成や実施にかかる旅行会社からの問合せに対し、必要な情報提供および三重県との連絡調整を行うこと。（随時）

（2）F I T等誘致に向けた企画実施

- ・フランスを中心とする欧州からのF I T等を誘致するため、オンライン上でのプロモーションを企画実施すること。（1件以上）
- ・企画にあたっては高所得者層および訪日関心層をターゲットとし、K P I（評価指標）を設定すること。

（3）フランス以外の欧州各国市場への情報発信

- ・英国、ドイツなどフランス以外の欧州主要国において三重県の認知度向上を図るため、各国の旅行会社およびその顧客に情報発信を行うこと。（1件）
- ・上記業務について現地側の反応やニーズを把握し、結果をフィードバックすること。
- ・情報発信については英語及び可能な範囲で現地の言語で行うこと。

（4）その他関連する業務

- ・上記業務及び市場の動向についてレポートを作成し、電子メールで提出すること。（10月末及び1月末の2回）
- ・三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズ「Mie, Once in Your Lifetime」（一生に一度は訪れたい三重県）（※1）を活用すること。

- ・県によるフランスでのプロモーション活動に係る情報提供、調整等を行うこと。
- ・事業終了後には今後のフランスを中心とする欧州市場向けのプロモーション手法について提案すること。

※1 三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズについて

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0032500073.htm>

4. 提案内容

(1) 現地旅行会社へのセールスおよび関係強化

- ・セールス対象として効果的な旅行会社を選定することが分かるよう、選定の考え方や方法について説明すること。
- ・セールスの具体的な方法や実施回数を提案すること。
- ・三重県のレップであることが分かるようにセールスを行うこととし、委託契約終了後も三重県と旅行会社との関係を継続させるため、その具体的な方法を提案すること。

(2) F I T等誘致に向けた企画実施

- ・K P I（評価指標）については成果の把握が簡易な指標を設定することとし、達成に向けての具体的な方法を提案すること。
- ・航空会社や鉄道会社との連携など、効果的な取り組みがあれば提案すること。

(3) フランス以外の欧州各国市場への情報発信

- ・情報発信を予定している国および、発信する内容や方法などを具体的に提案すること。

5. 報告書の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書2部を提出すること。

(1) 報告書記載事項

- ア セールスを実施した旅行会社と実施内容および結果
- イ K P I（評価指標）の結果および結果に対する考察
- ウ その他、監督職員が指示したもの

(2) 納品期限 令和3年3月26日（金）

(3) 納品場所 三重県雇用経済部観光局海外誘客課

6. 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

7. 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とします。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとします。

8. その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとします。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとします。

(3) 再委託

契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。

(4) 留意事項

ア 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

（ア）断固として不当介入を拒否すること。

（イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

（ウ）委託者に報告すること。

（エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

イ 受託者がアの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

ウ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除 措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

以 上